

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
…(環境局都市エネルギー部都市エネルギー推進課)… 一

告示

○不健全図書類の指定
…(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)… 一

○都市計画事業の認可(二件)
…(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)… 一

○公共測量の実施(三件)
…(都市整備局都市基盤部調整課)… 二

○公共測量の終了
…(同)… 二

○都市計画事業の変更認可(二件)
…(都市整備局都市基盤部街路計画課)… 二

○都市計画事業の認可
…(同)… 三

○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
…(都市整備局市街地整備部民間開発課)… 三

○市街地再開発組合の設立認可
…(同)… 三

○土地区画整理事業の施行者の変動
…(同)… 四

○建築基準法による道路位置の指定の取消し
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)… 四

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)
…(環境局環境改善部化学物質対策課)… 四

規則(公)

○東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則
… 七

告示(公)

○警備業法第五十一条の診断を行う医師の指定
… 一〇

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の診断を行う医師の指定
… 一〇

○銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定
… 一〇

公告

○土地区画整理事業の換地処分
…(都市整備局市街地整備部民間開発課)… 二

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要
…(産業労働局商工部地域産業振興課)… 二

○争議行為の予告
…(産業労働局雇用就業部労働環境課)… 二

規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年十二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

の一部を改正する規則(平成二十一年東京都規則第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第六百九十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。
平成二十六年十二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等 指定理由

四一八一 雑誌 IZUMI COMI 著しく性的感情を刺激し、

CS 93 人妻艶熟ものがたり 青少年の健全な成長を阻害

五三〇〇五一九三 株式会社一水社 するおそれがある。

●東京都告示第六百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき日野都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十六年十二月十九日

一 施行者の名称 東京都知事 舛 添 要 一

二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画公園事業第五・四・一 号七ツ塚公園

三 事業施行期間 平成二十六年十二月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

日野市新町五丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千六百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき日野都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 日野市

二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画緑地事業第十三号落川 緑地

三 事業施行期間 平成二十六年十二月十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

日野市落川地内
使用の部分
なし

●東京都告示第千六百九十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同 条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(基準点座標変換、水準点測量 及び標高補正)

三 測量の区域 町田市小山ヶ丘及び小山町各地内(基準 点座標変換)

町田市地内(水準点測量及び標高補正)

四 測量の期間 平成二十六年十一月七日から平成二十七 年三月二十日まで

●東京都告示第千六百九十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、調布市 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同 条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 調布市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 調布市地内

四 測量の期間 平成二十七年一月一日から同月十六日ま で

●東京都告示第千六百九十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区 長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同 条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 練馬区

二 測量の種類 公共測量(写真地図作成(デジタルオル ソ)及び座標補正)

三 測量の区域 練馬区地内

四 測量の期間 平成二十六年十一月二十七日から平成二 十七年三月二十七日まで

●東京都告示第千七百号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田 区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、 同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 測量施行者 千代田区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 千代田区富士見二丁目地内

四 測量の期間 平成二十六年十月二十日から同年十二月 一日まで

●東京都告示第千七百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一

項の規定に基づき平成十四年東京都告示第三百四十三号東 京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同

条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第二号線

三 事業施行期間 平成十四年三月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第七百二二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第八百九十三号東京都市計画道路事業の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 大田区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道京浜急行電鉄本線付属街路第四号線及び幹線街路補助線街路第四十二号線

三 事業施行期間 平成二十三年五月二十五日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第七百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 品川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第六十三号線

三 事業施行期間 平成二十六年十二月十九日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

品川区広町二丁目、二葉一丁目及び大井一丁目各市内

使用の部分

なし

●東京都告示第七百四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年三月十五日から平成三十一年七月三十一日まで

三 施行地区

文京区小石川一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区小石川一丁目四番十二号

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十二年十二月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十二月十九日

●東京都告示第七百五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

月島一丁目西仲通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十二月十九日から平成三十三年三月三十

一日まで

三 施行地区

中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地

中央区月島一丁目二十二番十号

五 設立認可の年月日

平成二十六年十二月十九日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十七年一月十七日

●東京都告示第七百六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十一条第七項の規定に基づき昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業施行者から施行者を変動した旨の届出があったので、同条第八項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 土地区画整理事業の名称

昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業

二 事務所の所在地

昭島市玉川町五丁目八番五一〇五号

三 施行認可の年月日

平成二十六年八月七日

四 施行者でなくなった者の氏名

石川 菊枝

久根崎 典子

木藤 啓子

森田 三重子

新藤 俊徳

新藤 美知子

●東京都告示第七百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条	平成二十六年十一月二	清瀬市元町二丁目五百六十	延長
第一項第五号	十八日	六番二十九の	九・〇〇
道路		一部	幅員
			四・五〇

●東京都告示第七百八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

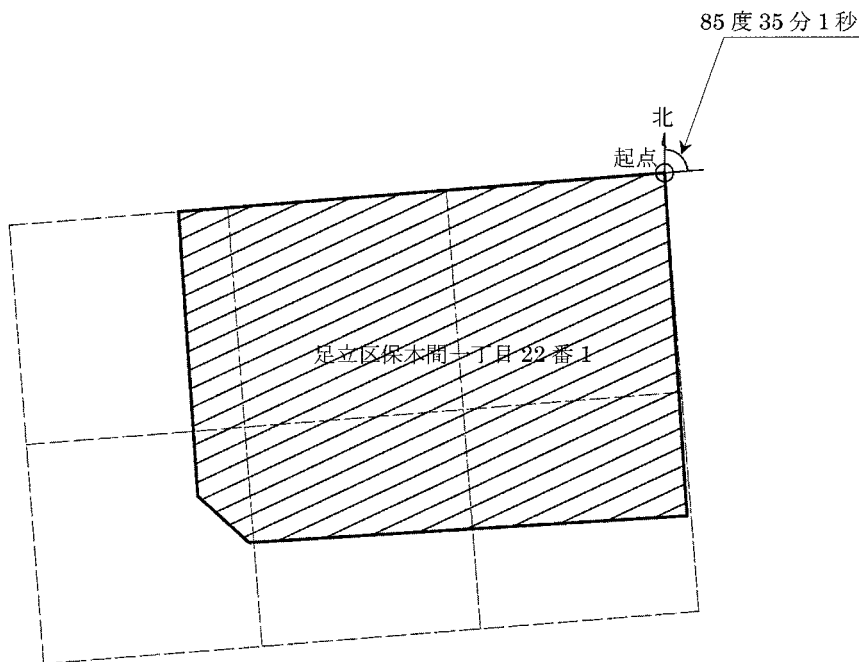
平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区保木間一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一ジクロロエチレン、シス・一・二ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

別 図



【起点】
 起点は、足立区保木間一丁目
 22 番 1 の最北端とする。

凡 例

- 筆境界 (敷地境界)
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度】
 85 度 35 分 1 秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九号

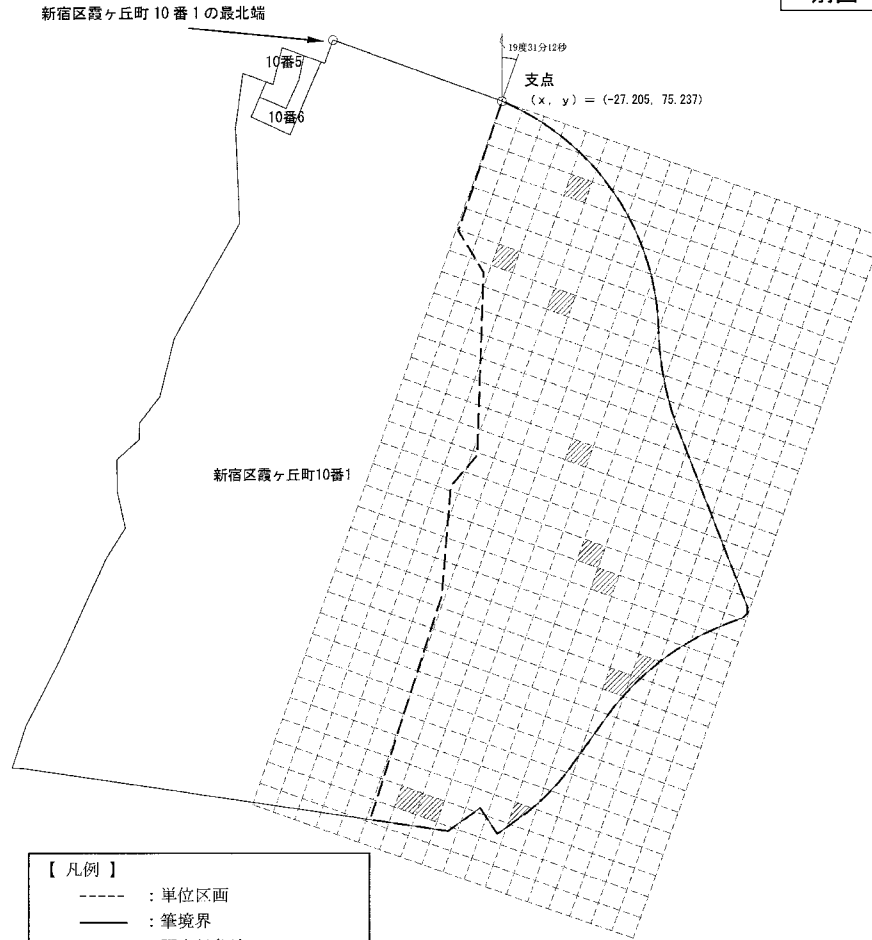
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (新宿区霞ヶ丘町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - - - : 調査対象地
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (19度 31分 12秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、調査対象地の最北端とする。

「調査対象地の最北端」の座標は、新宿区霞ヶ丘町10番1の最北端を基準として、世界測地系座標計算に従い設定した結果、 $(x, y) = (-27.205, 75.237)$ である。

●東京都告示第七百十号

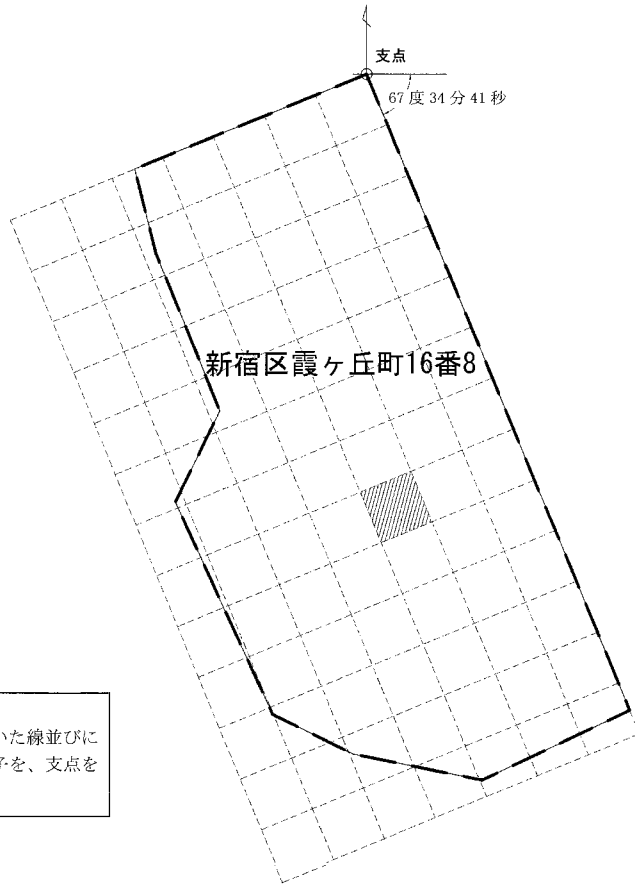
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (新宿区霞ヶ丘町地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【 凡例 】

- : 単位区画
- : 筆境界
- — — : 調査対象地
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【 支店 】

支店は、新宿区霞ヶ丘町 16 番 8 の最北端とする。

【 格子の回転角度 (67 度 34 分 41 秒) 】

格子の回転角度は、支店を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支店を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

規則(公)

東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則を公布する。

平成26年12月19日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第19号

東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づき警察職員による立入調査等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成17年東京都条例第67号。以下「条例」という。)

第15条第2項の規定による立入調査を行う警察職員、同条第3項に規定する警察職員の携帯する証票の様式、第16条第4項の規定による通知及び第18条の2の規定による要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査を行う警察職員)

第 2 条 条例第15条第2項の東京都公安委員会規則で定める警察職員は、警視庁本部にあっては組織犯罪対策第五課長が組織犯罪対策第五課の職員の中から、警察署にあっては警察署長が組織犯罪対策を担当する職員の中から、それぞれ指定するものとする。

(証票の様式)

第 3 条 条例第15条第3項の東京都公安委員会規則で定める様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(知事への通知)

第 4 条 条例第16条第4項の規定による通知は、別記様式

別記様式第1号（第3条関係）

(表)

第 号	立 入 調 査 証
写 真 貼 付	所 属
	官 職
	氏 名
	年 月 日 生

上記の者は、東京都薬物の濫用防止に関する条例第15条第2項の規定により、立入調査を行い、又は関係者に質問する権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

東京都公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

(裏)

東京都薬物の濫用防止に関する条例(抜粋)

(立入調査等)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他前条各号の行為に関係ある場所に立ち入って、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、東京都公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める警察職員をして、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入って、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う場合は、第1項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定める様式による証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2号の禁止行為者通知書により行うものとする。

(知事への要請)

第5条 条例第18条の2の規定による要請は、別記様式第3号の措置要請書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

別記様式第2号 (第4条関係)

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

東京都公安委員会 印

禁止行為者通知書
東京都薬物の濫用防止に関する条例第16条第4項の規定に基づき、次のとおり通知
します。

記

禁止行為発見日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
禁止行為発見場所	
禁止行為者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 (歳)
禁止行為の内容	
備考	

注 「禁止行為」とは、東京都薬物の濫用防止に関する条例第14条第5号の行為をいう。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

東京都公安委員会 印

措置要請書
東京都薬物の濫用防止に関する条例第18条の2の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

措置要請に係る者の住所及び氏名 (法人にあつては、所在地、名称並びに代表者の氏名及び住所)	
措置要請に係る東京都薬物の濫用防止に関する条例第2条第7号に掲げる薬物の名称等	<input type="checkbox"/> 知事指定薬物 <input type="checkbox"/> その他の薬物
要請事項	
備考	

注 該当するにレ印を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

出 張 (公)

●東京都公安委員会告示第395号

警備業法第51条の診断を行う医師の指定に関する規則（平成17年東京都公安委員会規則第15号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

平成26年12月19日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
高橋 あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号

●東京都公安委員会告示第396号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の診断を行う医師の指定に関する規則（平成17年東京都公安委員会規則第16号）第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

平成26年12月19日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
高橋 あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号

今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
高橋 あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号

●東京都公安委員会告示第397号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年東京都公安委員会規則第14号）第1条の規定に基づき診断を行う医師として次の者を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

平成26年12月19日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師	医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
	今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
	羽生 春夫	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目7番1号
	櫻井 博文	同上	同上
	石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

2 次に掲げる法第12条の3の診断を行う医師

(1) 法第5条第1項第3号から第5号までのいずれかに

該当する者（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気にかかっている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（以下「認知症」という。）である者を除く。）の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
高橋 あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

(2) 令第8条第3号に定める病気にかかっている者の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
大沼 悌一	医療法人社団むさしの国分寺クリニック	国分寺市本町四丁目1番9号 国分寺本町クリスタルビル3階
加藤 昌明	同上	同上

(3) 認知症である者の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
今井 公文	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山一丁目21番1号
羽生 春夫	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁

公 告

櫻井 博文	同上	田7番1号
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により調布市国領北浦土地区画整理組合理事長土方清から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 (仮称) 稲城若葉台商業施設
- 二 店舗所在地 稲城市若葉台一丁目五十五番
- 三 設置者名 三菱UFJリース株式会社
- 四 意見

- ア 聴取者 稲城市長
- イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十六年十二月五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) 北品川五丁目第一地区第一種市街地再開発事業 E棟

二 店舗所在地 品川区北品川五丁目五百六十九番

三 設置者名 北品川五丁目第一地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 品川区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十六年十二月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十六年十二月十九日から平成二十七年一月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年十二月十一日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七

十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

医療・福祉労働者の大幅増員等の要求に関する件

二 日時

平成二十六年十二月二十二日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

米倉脊椎・関節病院 足立区扇三丁目十三番十四号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002